**参考資料**

**福岡県ＰＴＡ連合会表彰規程**

1. ＰＴＡ活動を通して、会の充実発展と教育の振興に貢献し、その功績が顕著と認められる個人、単位ＰＴＡ及び区市郡ＰＴＡ連合会に対し、定期総会において表彰する。

第２条　個人表彰は次のとおりとする。

　１　 本会の会長・副会長・理事・監事・委員が退任するとき、理事会の承認を得て、感謝状を贈る。

　２　 単位ＰＴＡ会長3年以上、区市郡ＰＴＡ連合会会長2年以上、区市郡ＰＴＡ連合会母親代表2年以上在籍した者、及び各ブロックで推薦された個人がその役を退任するとき、表彰状を贈る。

　　　　　　　　　　　(**下線の部分の解釈は、小・中学校あわせてでも可の意**)

第３条　団体表彰は次のとおりとする。

　１　単位ＰＴＡの表彰は、各区市郡ＰＴＡ連合会毎に1団体とし、区市郡ＰＴＡ連合会の推薦による。

２　ブロック研修会を開催した区市郡ＰＴＡ連合会に対しては、記念品を添えて感謝状を贈る。

３　その他、福岡県ＰＴＡ連合会の活動に顕著な貢献をした団体に対し表彰状を贈る。

附則　この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附則　平成12年4月27日一部改正し、同日から施行する。

附則　平成16年6月7日一部改正し、同日から施行する。

附則　平成17年3月9日一部改正し、同日から施行する。

附則　平成20年3月5日一部改正し、同日から施行する。

附則　平成23年4月20日一部改正し、同日から施行する。

※表彰者の調査に当たっては、表彰規程を参考にお間違いのないようにお願いいたします。

※規程第３条１項の「単位ＰＴＡの表彰は、各区郡Ｐ連毎に１団体とし、・・・」とは、小Ｐ連・中Ｐ連を一緒にして１団体ということです。従って小Ｐ連・中Ｐ連で協議のうえ、各区市郡から１団体を推薦してください。